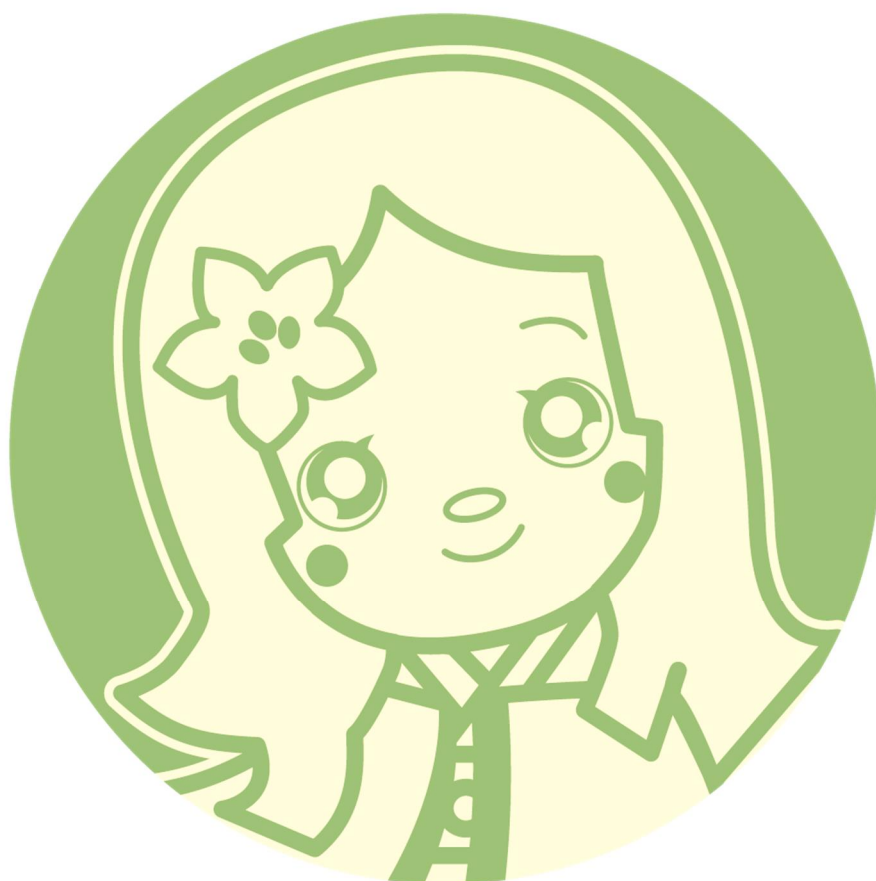


東浦町パートナーシップ・
ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き



目次

1	制度の概要	1
2	宣誓をすることができる方.....	2
3	宣誓の流れ（新規に宣誓する方）	3
4	申告の流れ（協定締結自治体でパートナーシップ宣誓をしていて、東浦町に転入した方） .	6
5	必要書類	8
6	ファミリーシップからの削除の申し立て	12
7	証明書等の変更	12
8	証明書等の再交付	14
9	証明書等の返還	15
10	利用できる・しやすくなる行政サービスの一覧	18
11	Q&A.....	22

1 制度の概要

東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築することを約束した二人が宣誓し、町がその宣誓を受理したことを証明する制度です。性的マイノリティを含む、すべての町民の方々が制度を利用することができます。

本制度は法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、法律上の効力が生じるものではありませんが、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。

本制度は性的マイノリティをはじめ、性の多様性への理解を深めるとともに、一人ひとりの個性や多様な価値観が尊重され、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目的として導入しました。

2 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 成年であること。（満 18 歳以上であること）
- (2) 少なくともいずれか一方が東浦町内に住所を有していること又は 3 月以内に転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと。（事実婚を含む）

※パートナーシップ宣誓をしようとする二人が事実婚関係の場合を除く。

- (4) 他の者とパートナー関係にないこと。
- (5) パートナーシップ宣誓をしようとする二人が近親者でないこと。

※民法第 734 条から第 736 条までの規定により婚姻をすることができない者でないこと。ただし、養子縁組をしている又は養子縁組をしていた場合は宣誓できます。

ファミリーシップ宣誓

パートナー関係にある二人の、一方又は双方の近親者（三親等内）が対象です。対象者が 15 歳以上の場合は、本人の同意書が必要です。

3 宣誓の流れ（新規に宣誓する方）

宣誓や証明書の交付に、費用はかかりません。ただし、届出に必要な書類（住民票、戸籍謄本等）の取得にかかる手数料や、郵送による場合の郵送料は自己負担です。

1 対面での手続きの場合

必要書類の確認

- 対象者の要件、宣誓に必要な書類を確認してください。（本手引き 8P～）

宣誓日の予約

- 宣誓予定日の7開庁日前までに、メール、電話等で住民自治課へ宣誓日の予約をしてください。
- 予約時には下記の事項をお伝えください。
 - 宣誓される方のお名前
 - 宣誓届出の希望日時（役場開庁日の8時30分～17時まで） ※届出の日は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
 - 代表の方の日中のご連絡先
 - プライバシー保護のため、別室での手続きを希望するか（別室でない場合、窓口で手続きを行います。）
 - 手続きに関してご不明な点や特に配慮が必要なこと等
 - 宣誓時に第三者の立ち合いを希望する場合には、その旨もお伝えください。

宣誓当日

- 必要書類を持って、役場住民自治課へお越しください。
- 原則、パートナーシップを宣誓されるお二人にそろってお越しいただきます。お一人での宣誓も可能ですが、その場合はパートナーの方の本人確認書類の提示をお願いするほか、申請内容、要件を満たしているかを確認します。

証明書等の交付

- 証明書及び証明カードの交付には、一週間程度かかります。
- 交付後、簡易書留にて代表者に郵送します。窓口での交付を希望する場合はご相談ください。

転入後

- (宣誓時に東浦町内に居住していなかった方のみ) 住民票の写しを提出してください。(郵送または窓口)

2 郵送での手続きの場合

必要書類の確認

- 対象者の要件、宣誓に必要な書類を確認してください。（本手引き 8P～）

書類の郵送

- 〒470-2192 東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場住民自治課
- 上記宛てに書類を送付してください。
- 「郵送チェックリスト」をご活用ください。
- 必ず、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。
- 書類に記載の日付を宣誓日として取り扱います。

宣誓の確認

- 宣誓内容について、役場からお電話で確認します。

証明書等の交付

- 証明書及び証明カードの交付には、一週間程度かかります。
- 交付後、簡易書留にて代表者に郵送します。窓口での交付を希望する場合はご相談ください。

転入後

- （書類提出時に東浦町内に居住していなかった方のみ）住民票の写しを提出してください。（郵送または窓口）

4 申告の流れ（協定締結自治体でパートナーシップ宣誓をされていて、東浦町に転入した方）

東浦町と協定を締結している自治体でパートナーシップ宣誓をしていた方は、簡便な手続きで東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行うことができます。東浦町と協定を締結している自治体については、町ホームページを参照してください。

必要書類の確認

- 対象者の要件、宣誓に必要な書類を確認してください。（本手引き 8P～）
- （郵送での申告の場合）〒470-2192 東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場住民自治課
- 上記宛てに書類を送付してください。
- 「郵送チェックリスト」をご活用ください。
- 必ず、簡易書留等の配達記録が残る方法で送付してください。

(対面の場合)
申告日の予約

- 宣誓予定日の7開庁日前までに、メール、電話等で住民自治課へ宣誓日の予約をしてください。
- 予約時には下記の事項をお伝えください。
 - 申請される方のお名前
 - 宣誓届出の希望日時（役場開庁日の8時30分～17時まで）※届出の日は、ご希望に添えない場合がございますのでご了承ください。
 - 代表の方の日中のご連絡先
 - プライバシー保護のため、別室での手続きを希望するか（別室でない場合、窓口で手続きを行います。）
 - 手続きに関してご不明な点や特に配慮が必要なこと等
 - 宣誓時に第三者の立ち合いを希望する場合には、その旨もお伝えください。

(対面の場合)
宣誓当日

- 必要書類を持って、役場住民自治課へお越しください。
- 原則、パートナーシップを宣誓されるお二人にそろってお越しいただきます。お一人での宣誓も可能ですが、その場合はパートナーの方の本人確認書類の提示をお願いするほか、申請内容、要件を満たしているかを確認します。

証明書等の交付

- 証明書及び証明カードの交付には、一週間程度かります。
- 交付後、簡易書留にて代表者に郵送します。窓口での交付を希望する場合はご相談ください。
- 宣誓日については、転出元自治体で宣誓した日を引き継ぎます。

5 必要書類

新規に宣誓する方

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1）

様式は町ホームページからダウンロードまたは住民自治課窓口でお渡しできます。

- ・ 住民票の写し

3か月以内に発行されたものに限りです。

マイナンバー（個人番号）を省略したものを、1人1通ずつ提出してください。（宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものを1通提出してください。）

東浦町に住所を有していて、町職員が職権で住所登録情報を取得することに同意した場合には、提出を省略できます。

- ・ 配偶者がいないことを証明する書類

戸籍謄本又は戸籍抄本（戸籍個人事項証明書）、独身証明書等、配偶者がいないことを証明する書類を1人1通ずつ提出してください。

外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に、日本語訳を添付して提出してください。

いずれも、3か月以内に発行されたものに限りです。

- ・ **本人確認書類**

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書又は登録証明書など（郵送での宣誓の場合は、これらの写し）

協定締結自治体でパートナーシップ宣誓をされていて、東浦町に転入した方

- ・ **パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書（様式第3）**

様式は町ホームページからダウンロードまたは住民自治課窓口でお渡しできます。

- ・ **転出元自治体のパートナーシップ（ファミリーシップ）宣誓受領証等**

- ・ **住民票の写し**

3か月以内に発行されたものに限り、マイナンバー（個人番号）を省略したものを、1人1通ずつ提出してください。（宣誓する2人が同一世帯の場合は、2人分の情報が記載されたものを1通提出してください。）

東浦町に住所を有していて、町職員が職権で住所登録情報を取得することに同意した場合には、提出を省略できます。

- ・ **本人確認書類**

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書
又は登録証明書など（郵送での申告の場合は、これらの写し）

（追加書類）ファミリーシップの宣誓をする方

- ・ **パートナーシップの宣誓をしようとする方と、ファミリーシップ対象者の関係を確認すること
ができる書類**

戸籍謄本または戸籍抄本など。3か月以内に発行されたものに限ります。

- ・ **（ファミリーシップ対象者が15歳以上の場合）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に
関する同意書（様式第2）**

ファミリーシップ対象者が自分で記入してください。ただし、自分で記入することができない場
合は、代筆も可能です。

（追加書類）通称名の使用を希望する場合

社会生活において日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することができます。

ただし、証明カードの裏面には戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準ずるもの）を記載し
ます。

- ・ **通称名を日常的に使用していることが分かるもの**

学生証、社員証、病院の診察券、郵便物など。（郵送での宣誓・申告の場合は、これらの写し）

（追加書類）転入予定の方

- ・ **転出証明書**

転入前の住所地で転出手続きの際、発行されたもの。3か月以内に発行されたものに限りです。

宣誓後3か月以内に転入し、住民票の写しを住民自治課へ提出してください。

6 ファミリーシップからの削除の申し立て

ファミリーシップ証明書等に氏名を記載された近親者等は、氏名の削除を申し立てることができません。申立にあたって、予約は必要ありません。また、郵送での申立も受け付けています。

必要書類

- ・ 東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（第6号様式）

- ・ 本人確認書類

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書又は登録証明書など（郵送での申立の場合は、これらの写し）

7 証明書等の変更

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者は、次のときには、変更届を提出する必要があります。なお、変更の届出については、パートナーシップ宣誓者のうち、いずれか一方のみで手続きできます。届出にあたって、予約は必要ありません。ただし、プライバシー保護のため別室での対応を希望される方は、事前にご連絡ください。また、郵送での届出も受け付けています。

- (1) ファミリーシップの対象者を除外するとき。
- (2) 宣誓者の氏名や通称名の変更があったとき。

(3) 宣誓者のいずれかに住所の変更があったとき。

(4) 新たにファミリーシップの対象者を追加するとき。

必要書類

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書内容変更届（様式第7）
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

上記に加えて、変更の理由によって、下記の書類が必要です。

(1) 氏名や通称名の変更があったとき

- ・ 氏名の変更があった宣誓者の戸籍抄本または通称名を使用していることが確認できる書類

戸籍抄本は、3か月以内に発行されたものに限り、通称名を使用していることが確認できる

書類は、学生証、社員証、病院の診察券、郵便物などです。

(2) 住所の変更（町内での転居）があったとき

- ・ 住所の変更があった宣誓者の住民票の写し

3か月以内に発行されたものに限り、

ただし、東浦町内への転入・転居であって、町職員が職権で住所登録情報を取得することに同意

した場合には、提出を省略できます。

(3) 新たにファミリーシップの対象者を追加するとき

・ ファミリーシップ対象者との関係を確認することができる書類

戸籍謄本または戸籍抄本など。3か月以内に発行されたものに限りです。

・ (ファミリーシップ対象者が15歳以上の場合) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する同意書(様式第2)

ファミリーシップ対象者が自分で記入してください。ただし、自分で記入することができない場合は、代筆も可能です。

・ 本人確認書類

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書又は登録証明書など(郵送での届出の場合は、これらの写し)

8 証明書等の再交付

証明書、証明カードを紛失や汚損・毀損した場合、再交付を申請することができます。再交付後に紛失した証明書等を発見したときは、速やかに証明書等を町に返還してください。なお、再交付の申請については、パートナーシップ宣誓者のうち、いずれか一方のみで手続きできます。申請にあたって、予約は必要ありません。ただし、プライバシー保護のため別室での対応を希望される方は、事前にご連絡ください。また、郵送での届出も受け付けています。

必要書類

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第8）
- ・ 本人確認書類

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、その他官公署が発行した顔写真付きの免許証、許可書又は登録証明書など（郵送での申請の場合は、これらの写し）

9 証明書等の返還

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者は、次のときには、証明書、証明カードを返還する必要があります。

- (1) パートナーシップを解消したとき。
- (2) 宣誓者のいずれかが死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が東浦町から転出したとき。（ただし、東浦町と協定を締結している地方公共団体へ転出した場合で、転出先の地方公共団体でパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合は返還の必要はありません。）
- (4) 婚姻したとき

ただし、(2)に該当する場合で、ファミリーシップの関係の継続を希望する場合は、この限りではありません。

また、記念に証明書、証明カードを保管したい場合には、返還届を受け付けた後、無効処理をしたうえでお渡しします。

なお、返還の届出については、パートナーシップ宣誓者のうち、いずれか一方のみで手続きできます。（パートナーシップの解消にあたっては、双方の同意が必要です。）届出にあたって、予約は必要ありません。ただし、プライバシー保護のため別室での対応を希望される方は、事前にご連絡ください。また、郵送での届出も受け付けています。

必要書類

- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届（様式第9）
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書
- ・ パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード

宣誓が無効になるとき

次のときには、宣誓が無効となり、証明書、証明カードの返還を命じることがあります。

- （1）宣誓書を提出した時点において、宣誓の要件に該当していなかったことが判明したとき。
- （2）宣誓書や添付書類の内容に虚偽があったとき。

- (3) 宣誓時に町内に居住していなかった場合で、宣誓後3か月以内に、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

- (4) 宣誓者の一方から返還届の提出があったとき。

10 利用できる・しやすくなる行政サービスの一覧

東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度で利用できる・利用しやすくなる行政サービスは、下記のとおりです。詳細については、各担当課へお問合せください。

No.	行政サービス等の内容	証明書等の提示	担当課	備考
1	結婚等祝い品贈呈事業	不要	企画政策課	新規宣誓者のみ。（協定締結自治体からの継続申告は対象外） 宣誓時に引換券をお渡しします。
2	災害見舞金の申請	必要	ふくし課	
3	要介護認定の申請	必要（別居の場合）	ふくし課	
4	介護保険料の納付書の再交付・納付及び納付相談	必要（別居の場合）	ふくし課	

No.	行政サービス等の内容	証明書等の提示	担当課	備考
5	介護保険料納付確認書の 交付申請（確定申告や年 末調整に使用するもの）	必要（別居の場 合）	ふくし課	
6	介護保険負担限度額認定 制度	必要（別居の場 合）	ふくし課	
7	障がい福祉サービス各種 申請	必要	障がい支援課	
8	保育所入所申込	必要	児童課	申請書で関係性について 記載を依頼する場合有
9	一時保育利用申請	必要	児童課	申請書で関係性について 記載を依頼する場合有
10	児童クラブ加入申込	必要	児童課	申請書で関係性について 記載を依頼する場合有
11	認可外保育施設保育料補 助金	必要	児童課	申請書で関係性について 記載を依頼する場合有

No.	行政サービス等の内容	証明書等の提示	担当課	備考
12	不妊治療費補助金申請	必要	保険医療課	
13	がん患者アピアランスケア支援事業補助金の申請 (対象者が未成年の場合)	必要	健康課	町外在住者は住民票の写し等の提出が必要
14	乳幼児健康診査依頼申請	必要	健康課	
15	母子健康手帳の申請・受領	必要	健康課	
16	パパママ教室	必要	健康課	
17	風しんワクチン接種等接種助成事業	必要	健康課	
18	住民票に続柄を「縁故者」と記載	必要（転入と同時 に手続の場合等）	住民課	同一世帯である場合に限り ます。
19	町営住宅への申込	必要	都市計画課	

No.	行政サービス等の内容	証明書等の提示	担当課	備考
20	図書館利用カードの交付・更新	必要	生涯学習課	利用者が子どもの場合
21	就学援助費受給申請	必要	学校教育課	

問い合わせ先：

東浦町役場（代表）TEL：0562-83-3111

保健センター（健康課）TEL：0562-83-9677

Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と婚姻制度はどう違いますか。

A1 婚姻は民法に定められた法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。しかし、東浦町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は法律上の効力はありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍に記載されることもありません。

Q2 宣誓は同性のパートナーとしかできないのですか。

A2 同性同士のパートナーシップに限定した制度ではありません。異性のパートナーでも宣誓できます。

Q3 宣誓に費用はかかりますか。

A3 証明書、証明カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓にあたって必要な書類（住民票の写し、戸籍謄本等）の取得に係る手数料や、郵送による場合の郵送料は自己負担です。

Q4 ファミリーシップのみ宣誓することはできますか。

A4 パートナーシップを宣誓していることが前提となりますので、ファミリーシップのみの宣誓はできません。既に宣誓しているパートナーシップにファミリーシップ宣誓を加える場合は、本手引きの「7 証明書等の変更」の項を参照し、変更届を提出してください。

Q5 同居していないと宣誓できませんか。

A5 パートナーシップ宣誓者の少なくとも一方が東浦町内に居住していれば、必ずしも同居している必要はありません。また、ファミリーシップ宣誓についても、東浦町内に居住していなくても対象者とすることができます。

Q6 外国籍でも宣誓をすることはできますか。

A6 宣誓の要件を満たしていれば、宣誓できます。独身証明書の代わりに、大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」等、独身であることを証明する書類とその日本語訳を提出してください。なお、パートナーシップを宣誓しても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q7 代理人でも宣誓できますか。

A7 代理人による宣誓はできません。ただし、本人が署名をすることが困難な場合は、代筆をすることができます。

Q8 郵送やメールで宣誓できますか。

A8 郵送での宣誓を受け付けています。メールでの宣誓は受け付けていません。

Q9 宣誓日を二人の記念日にしたいのですが。

A9 宣誓日としたい日が閉庁日であったり、来庁するのが困難であったりする場合、郵送での宣誓をご利用ください。書面に記載の日付を宣誓日として取り扱います。

Q10 宣誓に有効期限はありますか。更新の手続きが必要ですか。

A9 有効期限はありませんので、更新手続き等は必要ありません。ただし、パートナーシップ・ファミリーシップの要件に該当しなくなった場合や、宣誓事項に変更があった場合には、速やかに手続きしてください。（本手引きの「7 証明書等の変更」「9 証明書等の返還」を参照）

Q11 宣誓後に東浦町から転出する場合、どのような手続きが必要ですか。

Q12 二人ともが東浦町内に住所を有さなくなる場合、本手引き「9 証明書等の返還」を参照し、証明書等を返還してください。ただし、東浦町が協定を締結している自治体へ転出する場合で、転出先でもパートナーシップ宣誓を行う場合、東浦町の証明書等の返還は転出先自治体で行うことができます。（転出先自治体でパートナーシップ宣誓の対象となる場合のみ）東浦町と協定を締結している自治体については、町ホームページを参照してください。

また、転出先の自治体にパートナーシップ宣誓制度が無いなどの理由で記念に証明書、証明カードを保管したい場合は、返還の届け出の後、無効処理を行ったうえでお渡しします。

東浦町役場 企画政策部 住民自治課

〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

TEL (0562) 83-3111 (代表)

E-mail: juminjichi@town.aichi-higashiura.lg.jp